

議 案 第 4 号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

新たに設置する附属機関の委員に関する報酬の追加等を行うため、富士見市特別職
の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地
方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中35の項を削り、36の項を35の項とし、37の項を36の項とし、38の項を37の項とし、39の項を38の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|--------------|------|----|--------|
| 39 | 障害者施策推進協議会委員 | 学識経験 | 日額 | 8,000円 |
| | | 委員 | 日額 | 3,000円 |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお従前の例による。